

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気圧縮機（B）のベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
2	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）の定例試験において、固定子巻線温度指示計に指示値不良が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	D	
3	5号機	タービン建屋換気空調系排気処理装置の月例点検において、エアフィルター（80枚中、2枚）に破損が認められたため、当該フィルタを交換	D	
4	5号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）の海水ドレン弁（1次弁及び2次弁）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	6号機	廃棄物処理系使用済フィルタ材受けタンク（A・B）攪拌用空気配管ドレン弁（2台）の銘板が逆に取付けられていたため、当該銘板を付替	D	
6	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット用温度記録計に時刻のずれ（10分程度の進み）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	6号機	廃棄物処理系廃スラッジ等の受けタンク（2槽）攪拌用の所内空気系圧力調整弁（1台）に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	6号機	廃棄物処理系廃液フィルタ給液ポンプ（B）の出口圧力指示計に指示値不良が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	D	
9	集中環境施設	中央操作室内設置の計装分電盤内の回路名称（2箇所）と設備図面記載の回路名称に相違が認められたため、当該分電盤内の回路名称を確認・修正	D	
10	その他	水処理設備排水処理装置用沈降分離促進薬剤注入ポンプのVベルトに劣化による亀裂が認められたため、当該ベルトを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで